

郵送による住民票及び附票の請求書

令和 年 月 日

① 必要な方 の住民票	住所	
	氏名	
<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 _____ 通 1通につき300円		
<input type="checkbox"/> 一人だけの住民票（どなたの _____ ） _____ 通 1通につき300円		
<input type="checkbox"/> 世帯一部の住民票 _____ 通 1通につき300円 必要な方のお名前（例）〇〇と△△と□□の住民票 （ _____ ）		
<input type="checkbox"/> 除かれた人の住民票（どなたの _____ ） _____ 通 1通につき300円		
<input type="checkbox"/> 住民記載事項証明書 _____ 通 1通につき300円		
住民票に下記の記載が必要な場合は、□に✓をしてください。		
<input type="checkbox"/> 世帯主名 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 筆頭者 <input type="checkbox"/> 個人番号（マイナンバー） <input type="checkbox"/> 住民票コード		
住民票に記載したい住所等（ _____ ）		
外国籍の方は以下の項目が必要な場合に□に✓をしてください。		
<input type="checkbox"/> 外国人固有項目（国籍、第30条の45区分、在留情報、在留カード番号等）		

② 戸籍の附票※必 要な□に✓をし てください <input type="checkbox"/> 謄本 <input type="checkbox"/> 抄本	本籍	
	筆頭者	
	※附票に記載する事項 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙人登録情報	
	<input type="checkbox"/> 附票に記載したい住所等（ _____ ）	
	<input type="checkbox"/> 抄本の場合、必要な方の氏名（ _____ ）	
_____ 通 1通につき300円		

③ 申請 する方	住所	〒 _____
	氏名	☎自宅・携帯・職場： _____ （日中連絡のつく所）
必要な方と③の関係 （○印をつけてください）		本人・同じ世帯にいる方・その他（ _____ ） ※「その他」の方は委任状が必要になる場合がありますので事前に住所地の市区町村へお問い合わせください。
つかいみち（提出先）		

郵送による住民票に関する証明書の請求方法

住民票に関する証明書は、住所地の市区町村に請求してください。

なお、その請求がプライバシーの侵害や差別につながるような不当な目的の場合、証明書の交付を受けることができませんのでご注意ください。

ご用意いただくもの

① **請求書**・・・『郵送による住民票等の請求書』を記入漏れのないように作成してください。

② **手数料**・・・定額小為替（郵便局で購入）または 現金書留

※おつりのないようお願いします。

※郵便切手、収入印紙での納入はできません。

住民票（各種）1通 300円

※大田原市の場合、1通300円ですが、各市区町村によって手数料が違います。

③ **本人確認書類の写し**・・・㉠1点 または ㉡2点

㉠官公庁が発行した顔写真付証明書（運転免許証・マイナンバーカード等※マイナンバーはマスキング等で見えないようにしてください。）

㉡健康保険資格確認書・介護保険証（※記号、番号はマスキング等で見えないようにしてください）・年金手帳・診察券（※氏名と生年月日、または氏名と住所のあるもの）等

④ **返信用封筒**・・・切手を貼り、申請者の住所・氏名等を必ず記入

※マイナンバー入りの住民票の場合、特定記録で送付いたしますので郵送料 320 円分の切手を貼ってください（R7.10.16 現在の料金です。改定される場合があります）。

※原則、住民登録のある住所地のみに返送させていただきます。

特別な理由で住所地以外に送付を希望する場合、証明書等が必要になる場合があります。詳しくは住所地の市町村にお問い合わせください。

※郵送の場合は、配達の日数と役所での処理日数がかかります。

日数には余裕を持ってご請求ください。

*****詳しくは住所地の市区町村にお問い合わせください*****

栃木県大田原市役所市民生活部市民課

〒324-8641

大田原市本町1丁目4番1号

TEL直通 0287(23)8752